

長田野・三和工業団地立地企業 備蓄品提供に関する覚書

地震・風水害等の大規模災害が発生したことにより、ライフラインがすべて断絶し、道路が通行不能になり、長田野・三和工業団地が孤立化した場合等において、株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）を含む、長田野・三和工業団地立地企業（以下「立地企業」という。）が、自社の備蓄品を費消した場合に、一般社団法人長田野工業センター（以下「乙」という。）が作成をしている備蓄品共有リスト一覧表に基づき、備蓄している物資を立地企業に提供することに関しての覚書を締結する。

（趣 旨）

第1条 この覚書は、前文記載の場合に、甲で所有する備蓄品のうち、甲において提供可能と判断するものについて、必要としている立地企業へ提供いただくことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（備蓄品の情報収集と提供）

第2条 立地企業が所有する備蓄品の情報収集については、毎年度、乙が調査を実施し、立地企業の備蓄品共有リスト一覧表として甲へ提供をする。

（備蓄品の提供依頼等）

第3条 甲は自社の備蓄品を費消するなどして備蓄品が必要なときは、備蓄品共有リストにより他の立地企業へ直接連絡し備蓄品提供の依頼を行い、且つその結果を乙へ報告するものとする。

（備蓄品提供に関する合意事項）

第4条 本覚書に関して甲乙が合意した事項は以下に示すとおりとする。

- （1） 備蓄品共有リストに掲載の提供可能な物資においても、甲において必要な場合は、提供いただく必要はない。
- （2） 甲が他の立地企業への備蓄品の提供に要した経費は、原則として提供を受けた当該立地企業が負担する。
- （3） 消費期限のある備蓄品は、甲が提供時において消費期限内であることを確認の上、提供するものとする。
- （4） 甲から立地企業に提供され、又は甲が他の立地企業から提供を受けた備蓄品に、品質の低下や当該備蓄品に関する事故があった場合は、甲、乙および備蓄品の提供を受け、又は提供を行った立地企業で対応するものとする。

(有効期間)

第5条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から締結した年の翌年3月末日までとする。
ただし、期間満了の日の1か月以前に甲から申し入れがない場合は、同内容でさらに1年間延長するものとし、以後の年度についても同様とする。

本合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成29年 月 日

甲

乙